

「目指す社会」議論を

豊かな人により多く負担してもらい、社会の様々なサービスの費用をまかなうのか。

負担はそこそこにとどめ、富を築く努力を促して自由に使ってもらおう方が、経済活動の活性化を通じて社会全体を豊かにするのか。税制を巡っては「公平」や「経済活性化」をキーワードに主張が対立する。一生の富の蓄積に課税する相続税や、資産形成の有力な手段である証券投資の優遇税制では特にそうだ。

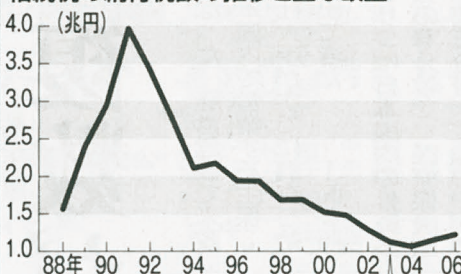
80年代末、地価高騰の副作用を緩和するために始まった

相続税の負担軽減は、90年代に入っても基礎控除の拡大や税率の引き下げ・簡素化が続いた。バブル崩壊後の「失われた10年」で日本経済の低迷が長引くなか、デフレ克服や経済活性化の狙いが前面に打ち出された。その代表例が03年に創設された「相続時精算課税制度」。親から子への早い段階での財産贈与を促し、消費や住宅建設を増やすのが狙いだ。

「企業の相続」でも経済活性化の視点が強調される。中小同族企業の後継者の相続税

の軽減策が検討されている。

相続税の納付税額の推移と主な改正



- 生前贈与をしやすい仕組みを導入
- 最高税率を70%から50%に下げ、税率の刻みを6に簡素化
- 基礎控除を拡大、現行水準に(9千万円)
- 税率の刻みを13から9に簡素化
- 基礎控除を拡大(8600万円)
- 基礎控除を2倍に拡大(7200万円)

※基礎控除の額は法定相続人が4人(配偶者と子3人)の場合

次世代へ引き継がれる可能性が増している」と指摘し、格差の拡大再生産に警鐘を鳴らす。事業承継税制を巡っても「後継者として親族を優遇すれば、能力や意欲のある親族以外の個人が活躍できなくなる」と批判する学者は多い。

資産家が集まった会員組織「ゆかし」は、大半が自ら富を築いた「新富裕層」だ。その資産総額は5300億円(6月時点)。運営するアブラハム・グループ・ホールディングスの高岡壮一郎社長は「もっと多く税金を納めると言えば起業家精神をそぐ」としつつ、「機会は誰にも平等であるべきだ」とも話し、人生の

現行の相続税制の根幹は、1958年度改正以来変わっていない。財務省は50年ぶりの抜本改正へ動き始めた。政府税制調査会は昨年11月の答申で「相続を機に資産格差が

スタートラインで差をつけるような税制には疑問を示す。米証券大手メリルリンチなどの調査では、純資産が100万ドル(約1億円)以上の人は世界に約1010万人で、日本人が約15%を占める。「金持ち大国・ニッポン」の富を、社会の支え合いにどういかすか。

議論は「どんな社会を目指すのか」という問題に行き着く。「公平とは何か」という、根源的な問題を否応なく突きつけられる。議論を提起するのは政治の責任だ。近づく総選挙では、各党が明確な主張を打ち出すことを期待したい。

申で「相続を機に資産格差が